

改正

平成25年3月21日条例第16号

平成27年3月23日条例第12号

平成29年12月14日条例第16号

上市町子ども医療費助成に関する条例

上市町乳児及び幼児医療費助成に関する条例（平成7年上市町条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部を保護者に助成することにより、子どもの健康管理と適正な医療の確保を図り、子どもの保健の向上と福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、乳児、幼児及び児童をいう。

- 2 この条例において「乳児」とは、出生の日から満1歳に達する日の属する月の末日までの間にある者をいう。
- 3 この条例において「幼児」とは、満1歳に達する日の属する月の翌月の初日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 4 この条例において「児童」とは、満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権者、後見人その他の者で現に子どもを監護するものをいう。
- 6 この条例において「養育者」とは、保護者のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 子どもと生計を同じくする父又は母。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
 - (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者
- 7 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

8 この条例において「共済組合」とは、前項第4号及び第6号に掲げる法律に規定する共済組合をいう。

9 この条例において「事業団」とは、日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）に規定する事業団をいう。

10 この条例において「医療費」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費（入院時の食事療養に要した費用を除く。）その他規則で定める給付をいう。

11 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他規則で定める者をいう。

（助成）

第3条 町長は、上市町に住所を有する子ども（以下「対象者」という。）が医療を受ける場合は、その保護者に対し、当該医療に係る医療費の一部を助成するものとする。ただし、当該対象者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合は、この限りでない。

（助成額）

第4条 町長が前条の規定により対象者の保護者に対して助成する額は、当該対象者に係る医療費の額から次に掲げる額を合計して得た額を控除した額とする。

- (1) 医療保険各法の規定により保険者、共済組合又は事業団の負担する額
- (2) 前号に掲げる保険者、共済組合又は事業団が保険給付に併せてこれに準ずる給付を行う旨の定めをした場合は、その規定により給付を受けることができる額
- (3) 他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることのできる時は、その額

（助成の対象となる期間）

第5条 助成の対象となる期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳児にあつては、出生の日から満1歳に達する日の属する月の末日までとする。
- (2) 幼児にあつては、満1歳に達する日の属する月の翌月の初日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(3) 児童にあっては、満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(助成の方法)

第6条 対象者に係る医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行ふ。ただし、規則で定める場合には、当該対象者の保護者に支払うものとする。

(助成金の支給制限)

第7条 町長は、対象者又はその保護者が当該対象者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その額の範囲内において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第8条 町長は、詐欺その他の不正行為によりこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 保護者は、この条例に基づく医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに改正前の上市町乳児及び幼児医療費助成に関する条例の規定により行われた乳児及び幼児医療費の助成に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

3 町長は、施行日前においても、子どもの医療費助成の事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成25年3月21日条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上市町子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年 3 月23日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月14日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上市町子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 町長は、この条例の施行日前においても、子どもの医療費助成の事務の実施に必要な準備行為をすることができる。